

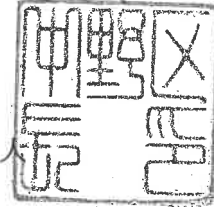
中野区告示第12号

令和5年度労働報酬下限額について

令和5年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例(令和4年中野区条例第8号)第8条第3項の規程により、以下のとおり告示する。

令和5年2月17日

中野区長 酒井直人



工事又は製造の請負契約

(単位:円/1時間あたり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,003	27	普通船員	2,981
02	普通作業員	2,688	28	潜水士	5,096
03	軽作業員	1,890	29	潜水連絡員	3,701
04	造園工	2,677	30	潜水送気員	3,600
05	法面工	3,408	31	山林砂防工	3,262
06	とび工	3,363	32	軌道工	5,861
07	石工	3,330	33	型わく工	3,093
08	ブロック工	3,105	34	大工	3,105
09	電工	3,240	35	左官	3,318
10	鉄筋工	3,262	36	配管工	2,891
11	鉄骨工	2,981	37	はつり工	3,071
12	塗装工	3,521	38	防水工	3,690
13	溶接工	3,645	39	板金工	3,453
14	運転手(特殊)	3,116	40	タイル工	3,352
15	運転手(一般)	2,520	41	サッシ工	3,262
16	潜かん工	3,611	42	屋根ふき工	3,453
17	潜かん世話役	4,488	43	内装工	3,352
18	さく岩工	3,825	44	ガラス工	3,228
19	トンネル特殊工	3,487	45	建具工	3,352
20	トンネル作業員	3,026	46	ダクト工	2,913
21	トンネル世話役	4,106	47	保温工	2,823
22	橋りょう特殊工	3,543	48	建築ブロック工	3,330
23	橋りょう塗装工	3,521	49	設備機械工	2,857
24	橋りょう世話役	4,151	50	交通誘導警備員 A	2,013
25	土木一般世話役	3,251	51	交通誘導警備員 B	1,743
26	高級船員	3,757	52	上記以外の職種、 未熟練工等	1,470

以上



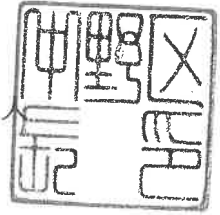
中野区告示第 2 号

令和 5 年度労働報酬下限額について

令和 5 年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和 4 年中野区条例第 8 号）第 8 条第 3 項の規程により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約については、令和 5 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 5 年 1 月 6 日

中野区長 酒 井 直



工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1, 170 円
---------	------------------

※ ただし、下記の表に示す指定管理施設に係る協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額に関わらず、下記の表のとおりとする。

軽井沢少年自然の家	1 時間当たり 990 円
-----------	---------------

以上

